

教政発第000137号
令和3年(2021年)5月26日

各学校長 様

教育政策課長 中元 正人
スポーツ振興課長 村上 和博

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）

令和3年（2021年）5月10日付け教政発第108号（「熊本蔓延防止宣言」に伴う熊本市立学校施設使用について（通知））にて、令和3年（2021年）5月31日までの学校施設使用の取扱いについて通知をしているところですが、令和3年（2021年）5月16日から熊本県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえ、6月以降の学校施設使用について下記のとおり取り扱う方針としましたので通知します。

各学校長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

1. 学校施設使用について

(1) 対象期間

令和3年（2021年）6月1日（火）～6月13日（日）

※今後の感染症の状況等によって、期間が短縮または延長となる場合があります。

(2) 屋内施設について

使用中止（前回通知の取扱いを継続）

(3) 屋外施設について

使用中止（屋内施設の取扱いに準じる）

(4) 新規予約の再開時期について

現時点では、「まん延防止等重点措置」の解除時期等が不確定であるため、6月14日（月）以降の使用についても、引き続き予約受付を休止してください。

再開時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や市有施設の対応状況等を確認した上で、別途お知らせします。

2. 夜間開放事業について

令和3年（2021年）6月13日（日）までは全面使用中止となっています。

利用予定者からお尋ねがあった場合は、スポーツ振興課をご案内ください。

【参考】(5/17更新) まん延防止等重点措置の指定に伴うスポーツ施設・学校夜間開放について

https://www.city.kumamoto.jp/hpKij/pub/detail.aspx?c_id=5&id=35119&class_set_id=3&class_id=624

問い合わせ先

- ・学校施設使用に関すること
教育政策課 328-2704
- ・夜間開放事業に関すること
スポーツ振興課 328-2724